

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によって、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区 の名称	関 係 市 町	備 考
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 平成十六年広島県告示第千五百十七号 (変更) 平成十七年広島県告示第千三百四十八号 (変更) 平成十九年広島県告示第二号 (変更) 平成二十年広島県告示第三百号
高梁川上流	神石高原町	(樹立) 平成十七年広島県告示第千三百十七号 (変更) 平成十九年広島県告示第二号 (変更) 平成二十年広島県告示第三百号
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、世羅町	(樹立) 平成十九年広島県告示第一号 (変更) 平成二十年広島県告示第三百号

二 縦覧場所

広島県農林水産局農林整備部林業課並びに各広島県地域事務所農林局及び農林局支局

三 縦覧期間

平成二十年十月三十日から平成二十年十一月二十八日まで